

国分寺市環境ひろば会則

1. 目 的

環境ひろば設置要綱に基づき、会議の進行、運営等を明確にするため、会則を設けます。

2. 会 員

市民および国分寺市の環境の保全、回復及び創造に取り組もうとする者は、環境ひろばに参加の申し込みをして、登録者名簿への記載されることをもって会員とします。また、事業者等はその団体名及び個人名を登録者名簿に記載します。なお、退会・休会は会員自らの届出により行います。

3. 会 議

環境ひろばの会議構成は全体会・運営委員会・部会とします。

4. 全体会

環境ひろばの会員、全員をもって構成し、最高意思決定機関とします。全体会の司会者は代表が指名することとします。全体会は原則、月1回、第3日曜日午前10時より開催することとします。

そのほか運営委員会が必要と認めた場合開催します。また、3名以上の会員から目的を記載した書面が提出されたとき、運営委員会に諮り開催します。

5. 運営委員会

環境ひろばに運営委員会を置きます。委員会は環境ひろばの運営が円滑に行われるように会務の執行にあたります。

6. 部 会

環境ひろばは必要に応じ、部会を設置します。部会で審議した内容は、全体会に報告するものとします。

7. 代表・副代表及び運営委員

会員の中から運営委員を若干名選出し、選出された運営委員より代表、副代表を互選します。代表は環境ひろばを代表し、会務を総理します。副代表は代表を補佐します。運営委員は代表、副代表と協力し会務を執行します。なお、代表、副代表及び運営委員の任期は2年を原則とします。

8. 情報公開

環境ひろばの議事録、資料等は公開を原則とします。

9. 傍 聴

環境ひろばは、だれでも傍聴することができます。傍聴にあたっては、司会者の指示に従うものとします。ただし、傍聴者は意見の集約には参加できません。

10. 会則の変更等

会則を変更する場合、全体会に諮って決めます。決定は会員の総意をもって行うこととしますが、やむを得ず採決を行う場合は出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。

附 則 この会則は、平成16年8月29日より発効します。